

滋賀県信用保証協会レポート
—ディスクロージャー誌—

2024

SHIGA GUARANTEE
REPORT



写真：「おにゅう峠」(滋賀県高島市朽木小入谷)



2025 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
マスコットキャラクター
当協会はわたSHIGA輝く国スポ・障スポを
オフィシャルサポーターとして応援しています



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

ごあいさつ



理事長 西 嶋 栄 治

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の業務内容や事業計画、決算等を掲載したディスクロージャー誌「滋賀県信用保証協会レポート2024」を作成いたしました。本誌を通じて、より多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取り組みについて、ご理解を深めていただければありがたく存じます。

さて、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、物価高騰や深刻化する人手不足等の影響により依然として厳しい状況が続いています。

こうした中、当協会では、「経営相談チーム」を中心に先手を打った経営支援を進めるとともに、「伴走支援型特別保証」を活用した借換提案、外部専門家派遣等を通じた経営改善支援、事業計画策定支援等、当協会を起点とした個社ごとのプッシュ型支援を進めてまいりました。さらに創業者支援のために地元大学と包括的連携協定を締結し、新しい保証制度をスタートしました。

また、国からは令和6年3月に「再生支援の総合的対策」が公表され、6月には「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が改正されるなど、信用保証協会が主たるプレイヤーとなって金融機関や関係機関と連携して経営改善・事業再生支援等に取り組むことが求められています。

このような状況の下、令和6年度は、金融機関をはじめ滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点、そして滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携をさらに深化させ、事業者の実情に応じた改善提案を行う個別相談会や効果的な経営支援を実現するための意見交換会の実施など、お客様に寄り添った取り組みを引き続き積極的に行ってまいります。また、経営者保証の提供を事業者が選択できる新たな保証制度や経営者保証ガイドラインを活用した事業再生など、経営者保証に依存しない保証への取り組みをさらに進めてまいります。

令和6年4月から新しい中期事業計画がスタートしました。「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をキーメッセージとし、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様の経営課題解決のために一歩前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現いたします。信用保証協会に求められる役割を十分に果たし、持続可能な地域経済の発展に貢献してまいりますので、皆さまには引き続き、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年8月

CONTENTS

● 経営理念	1
● 滋賀県信用保証協会の概要	2
● 中期事業計画と年度経営計画	3
第7次中期事業計画、令和6年度経営計画	
● 当協会の取り組み	8
創業支援、経営支援・再生支援	
SDGsの取り組み、女性活躍の取り組み	
令和5年度の主な活動、広報活動	
● 令和5年度業務実績	22
主要数値の推移、金融機関群別・制度別・業種別保証状況	
市町別保証利用企業者数	
収支計算書、貸借対照表	
● 信用保証の概要	32
信用保証制度のしくみ、信用保険制度のしくみ	
ご利用いただける方、信用保証料	
経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて	
主な保証制度、責任共有制度のしくみ	
● コンプライアンス	42
コンプライアンス態勢、個人情報保護宣言、反社会的勢力等の排除	
● 役員・組織	45
役員構成、組織機構図	
● お問い合わせ窓口	47
事務所のご案内	

● 経営理念

1 中小企業経営の安定化

滋賀県信用保証協会は、協会が定める執務指針「公平、懇切、正確、迅速」をもって、中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るため、適時性の高い信用保証の供与と経営課題の解決にむけた支援を積極的に行い、地域産業の振興と発展につくします。

2 健全経営の確立

滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、健全経営を貫きます。

3 公共的機関として持続可能な地域社会実現への貢献

滋賀県信用保証協会は、関係機関とのパートナーシップのもと、中小企業・小規模事業者の企業価値の向上に貢献するとともに、「経済課題」「社会課題」「環境課題」の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

滋賀県信用保証協会の概要

プロフィール

(令和6年3月31日現在)

名 称	滋賀県信用保証協会
設 立	昭和24年4月14日
根 拠 法	信用保証協会法
基 本 財 産	279億円
利 用 企 業 者 数	16,531企業
保 証 債 務 残 高	3,951億円
役 職 員 数	常勤役員 5名 (非常勤役員16名) 職 員 66名



設立からのあゆみ

昭和24年4月	社団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了 業務開始
昭和25年4月	財団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了
昭和28年8月	信用保証協会法 公布施行
昭和29年8月	信用保証協会法に基づき、特殊法人へ組織変更登記完了
平成元年7月	保証債務残高1,000億円突破
平成9年10月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の50倍
平成11年1月	保証債務残高3,000億円突破
平成13年4月	保証協会債権回収株式会社 (サービサー) 営業開始
平成16年1月	ISO14001認証取得
平成16年9月	事務所新築移転 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7・8階
平成18年4月	保証料率の弾力化、経営支援室設置
平成18年6月	関連会社『株式会社滋賀県ギャランティーサービス』の設立
平成19年10月	責任共有制度導入
平成23年7月	コンピュータ共同システム (COMMONシステム) に加入
平成31年4月	当協会創立70周年、創業支援室設置
令和元年10月	滋賀県信用保証協会SDGs宣言
令和2年9月	保証債務残高4,000億円突破
令和4年4月	経営相談チーム設置、デジタル推進本部設置
令和4年5月	イクボス宣言
令和4年10月	滋賀県女性活躍推進企業二つ星認証取得
令和6年4月	創業支援課、経営支援課、経営相談課設置

● 中期事業計画と年度経営計画

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

真に求められる存在へ 企業に寄り添い 共に歩む

滋賀県信用保証協会は、「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、お客様の経営課題の解決のために主たるプレイヤーとして一歩前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現します。また、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様に対するサービスの品質を向上するとともに、職員ひとりひとりが主体的に自ら考え行動し、経済・社会・環境課題の解決に取り組みます。

以上のビジョンに基づき、令和6年度からの3か年においては、以下の項目を基本方針として取り組みます。

基本目標

1. 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援

- (1) 多様なニーズに対する金融支援の推進
- (2) 経営支援、事業再生支援の推進
- (3) 創業支援、事業承継支援の充実
- (4) 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化
- (5) 金融機関・関係機関との連携深化
- (6) 広報活動の充実

2. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

3. 地域社会への貢献

4. 経営品質の向上

- (1) 組織体制および人材育成の強化
- (2) デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化
- (3) 蓄積したデータのフル活用
- (4) コンプライアンス態勢の充実
- (5) 経営基盤の安定と強化

事業計画

	令和6年度		令和7年度	令和8年度
	金額	前年度計画比	金額	金額
保証承諾	950億円	118.8%	900億円	900億円
保証債務残高	3,590億円	91.6%	3,400億円	3,200億円
代位弁済	70億円	100.0%	60億円	60億円
回収	8億円	100.0%	8億円	8億円

令和6年度経営計画

1. 業務環境

●滋賀県の景気動向

県内の景気動向は、一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直しています。個人消費は、百貨店・スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストアの売上が堅調に推移していること、観光動向において人流回復により客足が堅調であることから緩やかに回復しつつあります。生産活動は、半導体製造装置の需要が旺盛である「生産用機械」のほか「化学」などの業種が高水準で推移していることから回復しつつあります。

設備投資は、全産業で前年を上回る見込みです。雇用情勢は、有効求人倍率が1倍台を超える水準で推移しているものの、新規求人倍率は前年を下回る水準となっています。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されますが、人手不足による供給制約、海外景気の減速、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格動向などの下振れリスクにも注意する必要があります。

●中小企業を取り巻く環境

コロナ関連融資等の各種政策効果により資金繰りが支えられ、経済活動の正常化が景気を下支えする一方、物価高騰や人手不足などにより、収益改善の進まない企業の倒産が増加傾向にあります。

中小企業の事業環境は、県内経済の回復が期待される一方で、コロナ禍を通じて増大した債務の返済負担に加えて、時間外労働の上限規制が適用される「2024年問題」、経営者の高齢化、後継者難といった課題に加え、デジタル化や脱炭素への取り組み等、新たな課題への対応も求められており、中小企業を取り巻く環境はまだまだ不透明な状況となっています。

2. 業務運営方針

滋賀県信用保証協会は、「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、お客様の経営課題の解決のために主たるプレイヤーとして一歩前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現します。また、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様に対するサービスの品質を向上するとともに、職員ひとりひとりが主体的に自ら考え行動し、経済・社会・環境課題の解決に取り組みます。

令和6年度は第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）の初年度です。以下の4つの基本目標を着実に実行し、上記ビジョンの達成を目指します。

1. 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援
 - (1) 多様なニーズに対する金融支援の推進
 - (2) 経営支援、事業再生支援の推進
 - (3) 創業支援、事業承継支援の充実
 - (4) 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化
 - (5) 金融機関・関係機関との連携深化
 - (6) 広報活動の充実
2. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進
3. 地域社会への貢献
4. 経営品質の向上
 - (1) 組織体制および人材育成の強化
 - (2) デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化
 - (3) 蓄積したデータのフル活用
 - (4) コンプライアンス態勢の充実
 - (5) 経営基盤の安定と強化

1. 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援

1. 多様なニーズに対する金融支援の推進

- ① 創業予定者や創業後間もないお客様に対しては、「創業関連保証」、「スタートアップ創出促進保証」、「開業資金」を推進するとともに、当協会と連携協定を締結した大学の大学発ベンチャー企業や学生等への「大学連携信用保証料割引制度」を活用し、創業時とその後の資金面をサポートします。
- ② 小規模事業のお客様に対しては、小規模企業者向けの保証制度を推進することで、安定的な資金調達を支えます。
- ③ SDGs達成に向けて取り組みを進めるお客様に対しては、「SDGsトライアル保証」「SDGsステップアップ保証」「政策推進資金（CO₂ネットゼロ推進枠）」の活用により、SDGs達成に向けて資金面から応援します。
- ④ 事業承継を必要とされるお客様に対しては、「事業承継特別保証制度」や「事業承継借換保証制度」等経営者保証を不要とする保証制度の積極的な活用により、円滑な事業承継を資金面から支援します。
- ⑤ 「経営改善サポート保証」「政策推進資金（再生支援枠）」を活用した資金繰り改善支援を進めます。
- ⑥ 「保証付き債権DDS」、「求償権消滅保証」等を活用して、お客様の事業再生に対する金融支援を行います。
- ⑦ 事業承継を必要とされるお客様に対しては、「事業承継関連保証」や「事業承継借換保証制度」等経営者保証を不要とする保証制度の積極的な活用により、円滑な事業承継を資金面から支援します。
- ⑧ 危機発生時には、「経営安定関連保証」や「災害関連保証」「危機関連保証」等を活用しながら、事業継続に向け迅速な資金繰り支援を行います。
- ⑨ 分割弁済の不履行が発生したお客様や事故報告を受付したお客様に対して適切に期中管理を行い、適時、条件変更や借換による資金繰り支援を行います。
- ⑩ 関係部署と連携しながら「求償権消滅保証」を活用したお客様の再チャレンジに対する金融支援を行います。

2. 経営支援、事業再生支援の推進

- ① 外部専門家の活用を積極的に推進し、お客様の収益力改善に向けた支援を進めます。
- ② 各種保証相談窓口を活用し、お客様の実情に応じた課題解決に向けた支援を行います。
- ③ 保証付融資シェアの高いお客様への継続したフォローアップ面談、お客様の実情に応じた改善提案、経営サポート会議の活用、販路開拓のための本業支援等、当協会を起点としたプッシュ型支援を継続して進めていきます。
- ④ お客様のニーズにあった外部専門家の派遣や経営改善計画策定を推進し、効果的で実効性の高い経営支援を進めます。
- ⑤ 過去に外部専門家を派遣したお客様に対するフォローアップを行い、お客様の収益力改善に向けた継続した伴走支援を実施します。

3. 創業支援、事業承継支援の充実

- ① 創業予定者に対して、相談窓口を活用した相談体制の充実や創業計画の策定支援等を行います。
- ② 創業後間もないお客様に対しては、協会職員によるフォローアップ支援を行うとともに、外部専門家を活用した創業セミナーや経営診断等を実施し、お客様の成長を支えます。
- ③ 当協会と連携協定を締結した大学と連携して、創業セミナーや相談会実施による若者の創業者マインドの醸成に向けた取り組みを進めます。
- ④ 事業承継を必要とされるお客様に対しては、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して個別案件協議を実施するなど、お客様の事業継続に向けた支援を行います。

4. 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化

- ① 事業の継続を断念されたお客様や金融調整が困難なお客様に対しては、個々の実情に応じた代位弁済の提案を行うことでお客様の負担軽減を図り、生活再建を考慮した支援を行います。
- ② 代位弁済を実行したお客様に対しては、現地調査や訪問等により早期に求償権解決の方向性を決定します。

- ③ 代位弁済後も事業を継続し経営改善に取り組むお客様に対しては、外部専門家派遣を推進するとともに、事業再生の可能性が高いと判断した場合は「求償権消滅保証」を提案するなど、事業継続に向けた求償権解決支援を行います。
- ④ 関係部署と連携して「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」等を活用したお客様の事業再生支援、再チャレンジ支援を進めます。
- ⑤ 倒産時の個人破産を回避するため、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申し出に対して誠実に対応し、お客様の生活再建を考慮した支援を行います。
- ⑥ 法的措置を活用した回収や早期完済に繋がるよう損害金減免や一部弁済による保証債務免除等を活用した一括弁済の提案を行います。
- ⑦ 回収見込みのない求償権については、適時に管理事務停止や求償権整理により効率的な債権管理を行います。

5. 金融機関・関係機関との連携深化

- ① 金融機関とは定期的な意見交換・情報交換・勉強会を実施し、目線合わせを行い、金融機関担当者と同行してお客様を訪問することや、金融機関主催のバンクミーティングに参加し、お客様の支援方針を共有するなど実行性の高い金融支援、経営支援を連携して行います。
- ② 金融機関や日本政策金融公庫と創業にかかる連携を深め、創業予定者や創業後間もないお客様に対する幅広い支援を実施します。
- ③ 商工会・商工会議所、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターとは、勉強会・案件相談会等の実施や定期的な意見交換・情報交換を行うとともに、個別案件での連携した支援を進めます。
- ④ 滋賀県産業支援プラザやよろず支援拠点とは、お客様への積極的なメニュー紹介や個別案件での連携を強化するために定期的な情報交換や勉強会を実施するとともに、協会職員のスキル向上に向けた連携も実施します。
- ⑤ 金融機関の若手・中堅担当者を対象とした勉強会や意見交換会を実施し、経営支援等にかかる目線合わせをするとともに、金融機関担当者と保証協会担当者の連携を深めます。
- ⑥ 県、市・町、商工団体とは定期的な意見交換・情報交換を行い、セミナーや相談会等の実施などお客様の課題解決に向け連携した取り組みを行います。

6. 広報活動の充実

- ① SNS等を活用したタイムリーな情報提供により効果的な情報発信を行います。
- ② 新聞やテレビ等のメディアを活用した当協会の創業支援、経営支援等の取り組み内容を発信するなど認知度の向上に向けた広報活動を行います。
- ③ SDGsに積極的に取り組むお客様や創業されたお客様を当協会広報誌等において紹介することで広報面からお客様を支援します。
- ④ 当協会広報誌でのDXに関する支援内容の掲載や各種保証制度のチラシの作成等、お客様の多様なニーズに応じた親しみやすい広報活動に努めます。

II. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

- ① 経営者保証を不要とする取り扱いとして、令和6年3月に創設された事業者選択型経営者保証非提供制度をはじめとした経営者保証を不要とする各種保証制度や金融機関連携型・財務要件型・担保型を推進するとともに、金融機関との意見交換・情報共有を継続して行います。
- ② 当協会を起点としたプッシュ型支援で「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」等を積極的に活用し、お客様の事業再生支援、再チャレンジ支援を進めます。
- ③ 経営者保証に依存しない保証への取り組みとして、定期的な情報発信により経営者保証を不要とする取り扱いについての周知を継続して行います。

III. 地域社会への貢献

- ① 持続可能な地域社会の実現に向け、金融支援を通じた取り組みを進めるとともに、県内大学と連携して創業セミナーや創業相談会を実施するなど、地方創生に貢献する取り組みを進めます。
- ② SDGs債への投資や女性活躍推進企業認証三つ星の取得等により業務を通じてSDGs達成に向けた取り組みを行います。
- ③ エシカル消費の推進や地域活動への参加等によりCSRを推進します。
- ④ 県内の大学と連携して創業者マインドの醸成を行うとともに、キャリア教育活動を通じた次世代の人材育成やインターンシップをはじめとするキャリア形成支援活動等により地方創生に貢献する取り組みを進めます。

IV. 経営品質の向上

1. 組織体制および人材育成の強化

- ① 多様なお客様のニーズに適切に対応していくため、デジタル人材の育成や中小企業診断士等の資格取得推奨、さらに中小企業支援機関への出向等により職員の能力向上を行います。
- ② 多様な働き方に対応する組織体制を整備し、働き方改革、ワークライフバランス、健康経営を推進することで職員全員がやりがいを持って安心して働ける職場環境づくりを進めます。

2. デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化

- ① 電子文書管理・電子決裁・外部からの情報閲覧等のデジタルインフラを確立します。
- ② 事務を見直すとともに定例業務の自動化（RPA）を全部署で活用し業務の効率化を進めます。
- ③ 「信用保証協会電子受付システム」について、各金融機関での取り扱い開始に向けて調整を進めていきます。
- ④ お客様のDX化実現に向けた金融支援等を実施します。
- ⑤ 電子内容証明サービスや管理事務手続きにおけるPay-easy（ペイジー）を活用し、債権管理業務の効率化を進めます。
- ⑥ デジタル技術を最大限に活用した業務の効率化やテレワーク環境の整備等によりお客様の利便性向上に取り組みます。

3. 蓄積したデータのフル活用

- ① お客様に対して実施してきた経営支援への取り組みについて、蓄積したデータに基づき、当協会が経営改善支援を行ったお客様の中で「売上高増加率」「営業利益率」「CRD財務点数」の指標が支援前と比べて改善したお客様の割合を50%超とする目標を掲げて効果検証を行い、よりお客様のニーズに合った効果的な経営支援に繋げていきます。
- ② 多様化するお客様のニーズや適切な金融支援・経営支援を実施するために、保証利用企業の状況分析を行い、現業部門に情報共有します。
- ③ 経営者保証に関するガイドライン活用実績を協会内で共有し、経営者保証を不要とする取り扱いを推進していきます。
- ④ 保証内容の分析やアンケート結果からお客様の現状やニーズを把握し、ニーズに応じた保証制度の創設・見直し等を行います。

4. コンプライアンス態勢の充実

社会的使命と責任の重みを認識し、地域社会から信頼される健全な組織風土の醸成を目指します。

また、時代の変化に適応し、コンプライアンス態勢の充実、反社会的勢力等排除に向けた対応、多様性を尊重した人権教育の推進等、継続的に取り組み役職員の意識向上に努めます。

5. 経営基盤の安定と強化

収支状況の把握や適切な予算編成と管理の徹底により、財務の健全性維持を図るとともに、安定収益を意識した支払準備資産の運用に取り組み、将来に亘り安定した経営基盤の確立に努めます。

当協会の取り組み

創業支援

● 創業者向けセミナーの開催

大津商工会議所との共同開催で、大津商工会議所による主催が3回、当協会による主催が3回の合計6回のセミナーを開催しました。合計95名の方にご参加いただきました。



令和5年7月25日開催



令和5年11月29日開催



令和6年3月22日開催

● フォローアップ面談の実施

創業5年未満の保証利用先の方に、創業計画の進捗状況の確認や資金繰り等のお悩みをお聞きするために、当協会担当者によるフォローアップ面談を実施しました。

【令和5年度フォローアップ面談数】 27先

● 外部専門家派遣（創業支援強化事業）

当協会をご利用いただいている創業期のお客様の事業所に中小企業診断士を派遣し、経営上の問題（経営・財務・人材育成等）に関する助言を行う専門家派遣を実施しました。

【令和5年度実績】 創業支援コース15企業

● 当協会発行の広報誌への掲載

創業資金をご利用いただいたお客様のお店を紹介する取り組みとして、お店のPRを当協会の広報誌「信用保証レポート」の「アナタのお店を紹介します!」に掲載しています。

令和5年度は、36事業者の方を掲載しました。



● 創業相談窓口・出張相談窓口

当協会では、創業をお考えの方や創業間もない方向けに「創業相談窓口」と「出張相談窓口」を設置しています。

創業相談窓口

受付時間：9：00～12：00／13：00～17：00（土、日、祝日を除く）

お問い合わせ先：保証部 創業支援課 TEL：077-511-1320

出張相談窓口

場 所	相 談 日	受付時間
彦根商工会議所	毎月第2水曜日（祝日の場合は翌営業日）	10：00～12：00
長浜商工会議所	毎月8日（土、日、祝日の場合は翌営業日）	13：00～15：00

創業専用出張相談窓口【要予約】

場 所	相 談 日	受付時間
長浜商工会議所	毎月18日（土、日、祝日の場合は翌営業日）	10：00～12：00 13：00～15：00



経営支援・再生支援

●経営相談チームによる経営支援

令和4年度からコロナ禍で大きな影響を受けたお客様の経営課題に対して早い段階で課題把握と解決に向けた経営支援を実施するために、金融機関と連携して当協会職員による訪問面談を実施してきました。令和5年度は371先のお客様に訪問面談を行い、借換や返済緩和による資金繰り改善支援や外部専門家の派遣、中小企業支援機関と連携した経営支援を提案、実施しました。

●外部専門家派遣（経営安定化支援事業）

当協会をご利用いただいているお客様の事業所に中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、経営診断および計画策定支援を行い、経営に関する様々な助言を行います。

経営診断の「経営改善コース」「事業承継コース」「生産性向上コース」「フォローアップコース」「チャレンジコース」「IT入門コース」などお客様の経営課題に合わせた6つのコースと計画策定を実施しました。

【令和5年度実績】

- ・経営診断 60先
- ・経営改善計画策定 17先



●滋賀県再生支援連絡会議の開催

令和5年11月21日(火)、滋賀県再生支援連絡会議（全体会議）をオンライン形式で開催しました。会議には当協会4名、11金融機関および16関係機関から合計33名の方にご出席いただきました。会議では「各金融機関における本業支援の取り組みについて」情報交換と意見交換を行いました。

また、令和6年1月22日(月)、3月1日(金)に金融機関と滋賀県中小企業活性化協議会を中心とした分科会を開催し、お客様への効果的な経営支援に対する具体的な連携内容等について意見交換を行いました。



●OSAKAビジネスフェア2023への参加

令和5年11月22日(水)、大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア2023」がマイドームおおさかにて開催されました。本ビジネスフェアは、優れた技術や魅力のあるサービス等を有し、前向きにチャレンジしている中小企業・小規模事業者に対して、自社をPRする機会と出展者との間における情報交換の場を提供することで、今後のビジネスチャンスのきっかけをつくることを目的としています。

当協会からは、有限会社滋賀工業所様、株式会社アライ様、株式会社中村屋様を推薦し、出展していただきました。

●経営サポート会議

経営サポート会議は、公的な機関である信用保証協会が事務局となり、中小企業の方の早期の経営改善や再生を図ることを目的に、中小企業者、金融機関、信用保証協会が一堂に集まり、企業の再生に向けて具体的な支援方法などを協議するために開催しています。

【令和5年度開催回数】 37回

●中小企業支援機関との連携

中小企業診断士協会との個別経営相談会

売上減少や資金繰り等に悩むお客様を対象とした個別経営相談会を令和5年9月6日(水)、9月11日(月)、令和6年2月21日(水)、2月28日(水)の合計4回、滋賀県中小企業診断士協会と連携して開催しました。

【相談会参加者】 17先

事業承継・引継ぎ支援センターとの事業承継個別相談会

事業承継を予定しているお客様を対象とした事業承継個別相談会を令和5年9月29日(金)、10月30日(月)、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して開催しました。

【相談会参加者】 9先



これからも、関係機関との連携をより深化させ、お客さまの抱える経営課題の解決に取り組んでいきます。

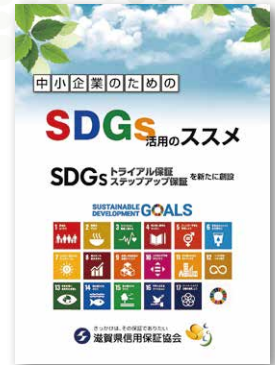
◆「経済・社会・環境」課題の解決に向けた中小企業の取り組みを信用保証で後押し

☆ 「経済・社会・環境」課題の解決に取り組む中小企業の取り組みを応援するために「SDGsトライアル保証」と「SDGsステップアップ保証」を活用しました。

【令和5年度 保証承諾実績】

SDGsトライアル保証	25件	1億41百万円
SDGsステップアップ保証	11件	1億16百万円

☆ 保証利用企業のSDGsの取り組みを「信用保証レポート」で紹介し、SDGsの普及につなげています。



◆地域経済の新たな担い手であるスタートアップ企業や創業者の創出を後押し

☆ 地域経済の新たな担い手となる創業者の資金調達を信用保証にてバックアップしました。また、外部専門家による診断や創業予定者に対する創業計画策定支援を実施しました。

【令和5年度 実績】

- ・ 創業に係る保証制度の保証承諾実績 469件 24億26百万円
- ・ 専門家派遣（創業関係）実施先 15先

☆ 創業セミナーを実施し、経営・財務・人材育成・販路開拓を習得できる内容で持続可能な事業経営ができるよう支援しました。



◆経営者保証を不要とする取り扱いの推進で持続可能な企業経営を後押し

☆ 経営者保証に依存しない保証への取り組みとして、経営者保証を不要とする保証制度の推進を行うとともに、新たに保証料割引制度を創設するなど整備を進めました。

また、経営者保証ガイドラインを活用した事業再生にも取り組みました。

【令和5年度 保証承諾実績】

- ・ 経営者保証なし対応（法人） 401件
- ・ スタートアップ創出促進保証 16件 1億48百万円
- ・ 事業承継特別保証 2件 1億40百万円
- ・ 財務要件型無保証人保証 1件 33百万円
- ・ ロングラン70財務型 20件 11億29百万円
- ・ 事業者選択型経営者保証非提供制度の活用 1件 25百万円



当協会の取り組み

◆持続可能な企業経営に向けた収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合支援

☆ 中小企業者の抱える経営課題の実態把握を行い、金融機関と連携して最も適した支援策を実施するとともに、「伴走支援型特別保証」を活用した資金繰り改善支援を進めました。

また、収益力改善に向けた外部専門家派遣による経営診断や経営改善計画策定を進めるとともに、関係機関と連携して「経営改善サポート保証」等を活用した経営改善・事業再生にも取り組みました。

【令和5年度 実績】

- ・伴走支援型特別保証の保証承諾実績 3,107件 537億42百万円（うち借換 1,849件 377億83百万円）
- ・専門家派遣 経営診断 申込63先（終了60先）
計画策定 申込18先（完了17先）

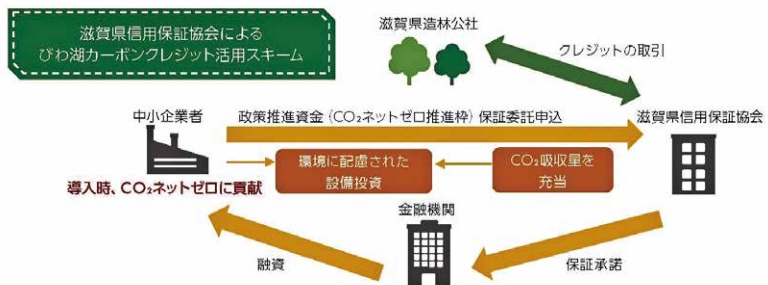


◆脱炭素社会の実現に向けて中小企業のカーボンニュートラルへの取り組みを後押し

☆ 滋賀県造林公社との「びわ湖カーボンクレジット」パートナー協定に基づき、「政策推進資金（CO₂ネットゼロ推進枠）」の利用に応じて当協会が取得したクレジットでオフセットすることで、脱炭素社会の実現や環境配慮型経営への理解を広げ、中小企業者のカーボンニュートラルへの取り組みを後押ししました。

【令和5年度 実績】

- ・政策推進資金（CO₂ネットゼロ推進枠）保証承諾 12件 72百万円
- ・J-クレジット購入 令和5年度実績 110千円（令和4年度貸付報告実績）
令和6年度見込 143千円（令和5年度貸付報告実績）



本取り組みの特徴

- ▶ 滋賀県中小企業振興資金 政策推進資金（CO₂ネットゼロ推進枠）の保証利用に応じて、当協会が滋賀県造林公社からびわ湖カーボンクレジットを購入することで、その資金が県内の森林整備に活用され、CO₂吸収量の増加や森林の保全につながります。
- ▶ 環境に配慮した設備に刷新してもなお発生するCO₂を、当協会が取得したクレジット（CO₂吸収量）と埋め合わせることで、導入時ネットゼロに貢献します。
- ▶ 本スキームを通じて、中小企業者の皆さまに、脱炭素社会の実現や環境配慮型経営への理解を広げます。

◆滋賀県経済の振興発展に向けた関係機関とのパートナーシップ

☆ 金融機関とは、協調体制を維持するために本部・店舗訪問、勉強会、意見交換会、案件相談会を実施するとともに、金融機関主催のバンクミーティングに参加し、お客様の支援方針を共有する等、連携した経営支援を進めました。また、経営相談チームがお客様を訪問する際に金融機関と同行しての訪問を積極的に行い、金融機関と連携してスピーディーな課題解決に向けた提案をしました。

- ・金融機関訪問 556店舗
- ・勉強会・意見交換会・案件相談会 16回
- ・バンクミーティングへの参加 95回
- ・経営相談チームと金融機関担当者によるお客様訪問 350回

☆ 湖東信用金庫・日本政策金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結しました。

☆ 滋賀県中小企業活性化協議会とは、協議会主催の連絡会議へ参加するとともに、協議会と金融機関本部との意見交換会を実施しました。

- ・連絡会議 42回
- ・意見交換会 7回

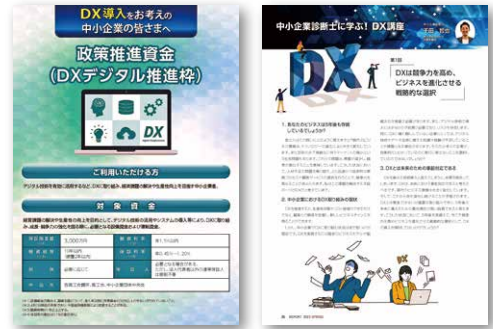
☆ 滋賀県中小企業活性化協議会と滋賀県よろず支援拠点とお客様の様々な課題解決に向けた情報交換、意見交換を毎月実施しました。

☆ 滋賀県中小企業診断士協会と滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターとは、お客様の経営課題解決に向けた「個別相談会」を連携して実施しました。



◆デジタル化の推進により利便性の高いサービス提供を目指して

- ☆ 当協会のデジタル化に向けたデジタルインフラ整備として、保証書類の電子化データへの移行作業を開始するとともに電子決裁システムの試験運用等を順次進めているところです。
- ☆ 4月には、定例業務を自動化するシステム「RPA」を導入し、作業時間の大幅な削減と業務品質の向上を実現しました。
- ☆ 金融機関との保証業務の電子化に関しては、信用保証書の電子交付サービスを9金融機関で3月に開始するとともに、6月には湖東信用金庫と保証申込電子受付システムの取り扱いを開始しました。
- ☆ お客様へのDX支援としては、4月に「政策推進資金（DXデジタル推進枠）」を創設するとともに、信用保証レポートへの「DX講座」の連載を行い、9月にはDXセミナーを開催しました。



◆SDGs債購入を通じた未来への投資や人・社会・環境に配慮したエシカル消費の推進

- ☆ 大阪ガス、兵庫県、福祉医療機構、国際協力機構、高速道路機構が発行したSDGs債を購入し、社会・環境課題の解決に資するプロジェクトへの投資等に寄与しました。
- ☆ 「寄付型自動販売機」の導入により、職員のエシカル消費への意識を高めています。さらに、障がい者施設のアートをレンタルするなど、エシカル消費を推進しました。

【令和5年度 実績】

寄付型自動販売機 83,444円 (R5.4~R6.3)



◆地域のSDGs活動への参加と環境保全に貢献

- ☆ 地域のSDGs活動への参画として、「大津・SDGs協働チャリティプロジェクト2023」に協賛し、「おおつ・SDGs子ども絵画コンクール2023」の審査を行いました。下期には特別賞（滋賀県信用保証協会賞）を贈呈しました。
- ☆ 環境保全への取り組みとして、7月に大津市の「琵琶湖市民清掃」活動に参加し、9月に外来魚駆除を実施し、1月には大津市主催の「市民ヨシ刈り」に参加しました。



おおつ・SDGs子ども絵画コンクール2023



琵琶湖市民清掃



外来魚駆除



市民ヨシ刈り

女性活躍の取り組み

◆職員全員が安心して働くことのできる職場環境を目指して



♡ 滋賀県女性活躍推進企業

令和4年10月11日(火)に二つ星企業の認証を取得しました。

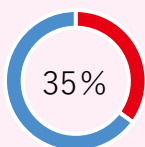
当協会ではダイバーシティ経営の一環として、女性職員の専門外部研修への参加や管理職への登用機会の均等に努めるなど女性のエンパワーメントに注力しています。

また、男女共に仕事と育児を両立できる体制整備として、配偶者の出産支援や育児のための特別休暇等を拡充してきました。

今後も職員全員が自分らしく安心して働くことができる職場づくりに努め、その能力を十分に発揮できるよう支援していきます。



取り組み状況 (令和6年3月末現在)



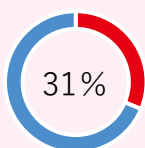
女性正規職員比率

19年8か月

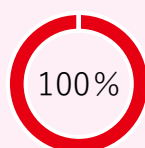
女性職員の
平均勤続年数

- 1年

平均勤続年数の男女差



女性管理職比率



女性育児休業取得率



育休から復帰した
女性職員の割合

♡ イクボス宣言

私は、「中小企業・小規模事業者の経営の安定」の実現に向け、職員の育成および、より生産性の高い働き方を追求しつつ、職員の仕事と生活の調和を図りながら、自らも仕事とプライベートを楽しむ「イクボス」となります。

そして、職員一人ひとりが、お互いを理解しあえる組織づくりに向け全力で取り組みます。

1. 職員が育児に参画しやすい職場環境を整えます。
2. デジタルの活用により、多様な働き方の実現に努めます。
3. 自分自身も仕事と私生活の調和を図り、模範を示します。



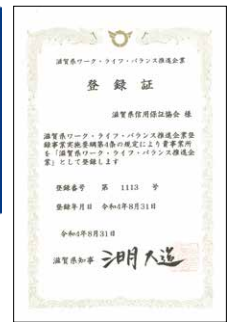
滋賀県イクボス宣言企業



当協会の取り組み

♡ 滋賀県ワークライフバランス推進企業

令和4年8月31日(水)に「滋賀県ワークライフバランス推進企業」として登録されました。



♡ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに働きやすい環境を整備することで、仕事と家庭生活・育児との調和を図り、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定します。

計画期間 令和5年9月1日(金)～令和10年8月31日(木)

課題	管理職の残業時間	男性職員の育児休業取得	有給休暇の取得率
目標	所定外労働時間の年間平均を月9.2時間以内にする	育児休業または協会独自の育児目的休暇の取得率を100%にする	有給休暇取得率を56.6%以上にする
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 管理職の残業時間を月次把握するとともに管理職の意識改革を行う。 業務の電子化により、業務の効率化を一層進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得対象者に対する説明・相談の機会を設ける。 育児休業からの職場復帰支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 連続休暇取得制度の活用により有給休暇取得を推進する。 有給休暇取得率を職員に公表する。



SDGs 令和6年度

持続可能な社会の実現に向けて以下のとおり取り組みます

生み出そう付加価値を～支えよう地域経済を～つなげよう世界の未来へ

● 「経済・社会・環境」課題の解決に向けたお客様の取り組みをSDGs関連保証で応援します

● スタートアップ企業や創業者を地域経済の新たな担い手として創出します

● 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進により持続可能な企業経営を支えます

● 収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合支援により持続可能な企業経営を支えます

● デジタル技術の活用により利便性の高いサービスを提供し経済発展に貢献します

● 関係機関とのパートナーシップをさらに深化させ滋賀県経済の振興発展に貢献します

● 女性活躍をさらに推し進め、協会で働く全ての人々が安心して働くことのできる職場環境をつくっていきます

● 地域のSDGs活動への参加等を通して誰もが分け隔てなく暮らせる社会の実現と環境保全に貢献します

● 県内大学との連携により、地方創生に貢献する取り組みを進めます

● 各種SDGs債の購入や人・社会・環境に配慮したエシカル消費を推進します



令和5年度の主な活動

4月

政策推進資金(DXデジタル推進枠)の創設

経営課題の解決や生産性の向上を目的として、デジタル技術の活用やシステムの導入等により、DXに取り組み、成長・競争力の強化を図る際に必要な資金を支援するため、滋賀県制度融資である政策推進資金(DXデジタル推進枠)を創設しました。

デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経済課題の解決や生産性向上を目指す方を支援していきます。

5月

第36回 金融機関感謝状贈呈式の開催

令和5年5月29日(月)、前年度中に県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に積極的に取り組んでいただいた金融機関店舗の皆さまに感謝の意を表し、感謝状と記念品の贈呈を行いました。

当日は、滋賀県、地元金融機関等からご来賓のご臨席を賜り、滋賀県商工観光労働部長 林氏からはご祝辞、滋賀銀行常務取締役 堀内氏からはご来賓を代表してご挨拶を頂戴しました。



6月

ロングラン70財務型(財務要件型無保証人保証割引制度)の創設

金融機関が推薦する一定の財務要件を満たす中小企業者に対する無保証人保証を活用した割引制度として、ロングラン70財務型(財務要件型無保証人保証割引制度)を創設しました。

今後も、ロングランを用いた積極的な経営者保証を不要とする取り扱いの推進に取り組んでいきます。

外部評価委員会の開催

令和5年6月21日(水)、外部評価委員会を開催し、令和4年度経営計画実施状況の報告を行いました。

同委員会では、委員の皆さまから各部門の計画実施状況やコンプライアンスの取り組みに関して貴重なご意見を頂きました。



9月

生産性向上セミナー

『何からはじめる？ 中小企業者のためのDX活用セミナー』の開催

令和5年9月28日(木)、生産性向上セミナー『何からはじめる？ 中小企業者のためのDX活用セミナー』を開催しました。

本セミナーでは、独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業アドバイザー 吉村 正裕 氏を講師にお迎えし、DXの基礎、活用事例について詳しくご説明いただきました。当日はオンラインと会場のハイブリッド形式で開催し、オンライン16名、会場12名の計28名にご参加いただきました。



10月

TKC近畿京滋会主催の「金融機関交流会」に参加

令和5年10月12日(木)、TKC近畿京滋会主催の「金融機関交流会」が開催され、当協会職員がパネルディスカッションのパネラーとして参加しました。

同交流会は二部で構成され、第一部の基調講演に続き、第二部においてパネルディスカッションが行われ、当協会からは「県内中小企業者の現況等」「当協会の経営者保証不要への取り組み状況」「収益力改善・ガバナンス体制の整備支援と経営改善・再生支援の促進」について説明し、ディスカッションを行いました。



11月

滋賀大学と包括的連携協力に関する協定を締結

令和5年11月8日(水)、滋賀大学との間で包括的連携協定を締結しました。

本協定は、両者が相互に協力し、互いの持つ知的・人的・物的資源を結集して、双方の発展と活力ある地域づくりを進めるとともに、地域経済の発展、学術研究機能の向上と人材の育成に寄与することを目的とするものです。

今後は、協会主催の創業セミナーへの学生参加や、大学発ベンチャー認定者への開業資金支援、協会職員による大学での起業相談会、インターンシップを始めとするキャリア形成支援活動など、包括的な取り組みを展開し、起業マインドの醸成と新たなアントレプレナーの育成を促進します。さらに、大学の知見やノウハウを協会と共有し活用することにより、社会や地域の課題解決にも貢献してまいります。



当協会の取り組み

「大学連携信用保証料割引制度」の創設

滋賀大学との包括的連携協定に基づき、新たに「大学連携信用保証料割引制度」を創設しました。

開業資金支援として、当協会と連携協定を締結する大学の学生・卒業生および大学発ベンチャー認定者の安定的な資金確保を図るため、資金調達の際の信用保証料の負担を大幅に軽減し、学生の創業や大学発ベンチャーを金融面からサポートします。



第32回金融機関対象信用保証業務基礎講座を開催

令和5年11月10日(金)、第32回金融機関対象信用保証業務基礎講座を開催しました。

この講座は、主に県内金融機関各店舗の若手行員（職員）の方々を対象に、信用保証協会の仕組みや業務などの基本的な内容について理解を深め、また、当協会職員とのコミュニケーションを図っていただくことを目的に毎年実施しています。

当日は班別演習による保証審査の事例研究と座談会、演習発表を行いました。



12月 1月 2月

1 Day仕事体験を開催

令和5年12月8日(金)、令和6年1月18日(木)、2月2日(金)および2月15日(木)の4日間、1 Day仕事体験を開催し、計35名の大学生の方にご参加いただきました。

当日は信用保証協会の業務概要、保証部の業務説明、経営支援部の業務を体験するグループワーク、先輩職員との座談会を行いました。

グループワークでは、参加者同士で活発な意見交換が行われ、協力しながら取り組む姿が見受けられました。



2月

滋賀県立大学と包括的連携協力に関する協定を締結

令和6年2月27日(火)、滋賀県立大学との間で包括的連携協定を締結しました。

本協定は、両者が相互に協力し、互いの持つ知的・人的・物的資源を結集して、双方の発展と活力ある地域づくりを進めるとともに、地域経済の発展、学術研究機能の向上と人材の育成に寄与することを目的とするものです。

今後は、滋賀県立大学と当協会が協働して開催する創業セミナーへの学生参加や、大学発ベンチャー認定者への開業資金支援、滋賀県立大学産学連携センターと当協会との連携による県内の事業者支援、インターンシップを始めとするキャリア形成支援活動など、創業者マインドの醸成に向けた取り組みを行います。さらに、大学の知見やノウハウを協会と共有し活用することにより、社会や地域の課題解決にも貢献してまいります。



3月

経営者保証を不要とする新制度の創設

信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする制度（事業者選択型経営者保証非提供制度、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度、プロパー融資借換特別保証制度）を創設しました。

経営者保証を不要とする制度を必要とされる方に向けて、従来の信用保証料の上乗せなしの制度だけでなく、信用保証料の上乗せの制度も活用し、支援していきます。

広報活動

中小企業・小規模事業者の皆さまに当協会への理解を深めていただくため、様々な広報活動を行っています。

■ホームページの活用

当協会ホームページでは、皆さまへの有益な情報を発信しています。

今後も、皆さまのお役に立つ情報を随時更新いたしますので、ぜひご活用ください。



当協会ホームページ



■LINEの活用

県内企業紹介や各種セミナー、個別相談会の情報など中小企業の皆さまに役立つ情報を随時配信しています。ぜひお友だち登録をお願いします。

お友だち数：1,173人
(R6.6末時点)



LINE ID：@cgc-shiga



■MONTHLY DATA

主に、金融機関や関係機関を対象として、毎月1回「MONTHLY DATA」を発行しています。

統計データや制度創設など、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。



■信用保証レポート

四半期毎に「信用保証レポート」を発行しています。

当協会の取り組み内容や活動報告、中小企業にスポットを当てた記事などを掲載しており、お客さまにとって親しみやすく、読んでみたいと感じていただけるような広報誌作成に努めています。



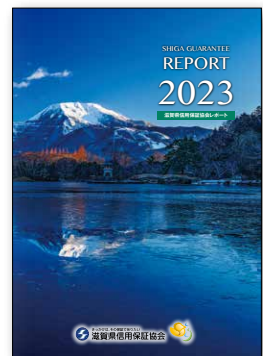
■保証制度セレクション

当協会の各種保証制度の紹介をまとめた冊子として、毎年発行しています。



■ディスクロージャー誌

当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。



■ラジオ放送

令和5年度は、4月から全12回でFMラジオ放送局「e-radio」において当協会の情報番組として「こんにちは！信用保証協会です！」を放送しました。



■テレビCM

びわこ放送にて週4回、当協会CMを放送しています。

令和5年度CM内容「夢をかなえるクレヨン創業編」「夢をかなえるクレヨン設備投資編」「SDGsトライアル保証」

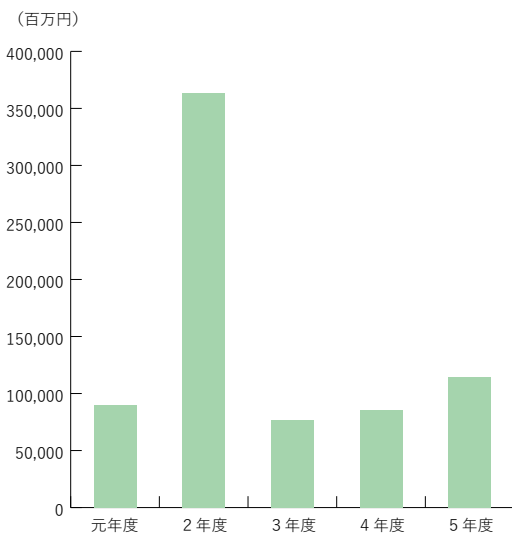
令和5年度業務実績

主要数値の推移

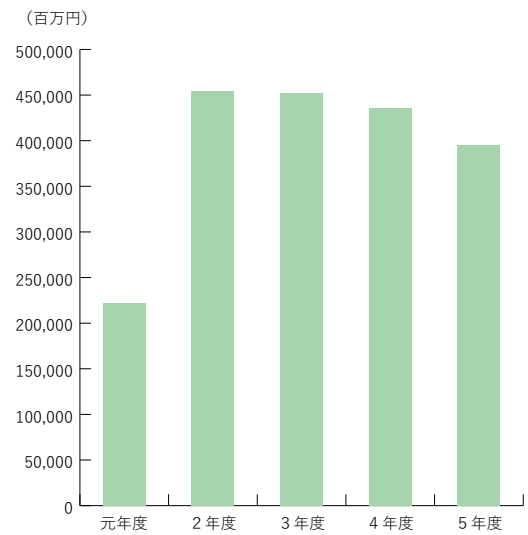
(単位：百万円・%)

項目	令和5年度実績	令和4年度実績	前年度比
保証承諾	114,598	85,682	133.7
保証債務残高	395,114	435,300	90.8
代位弁済	5,116	3,444	148.6
求償債権回収額	899	802	112.1

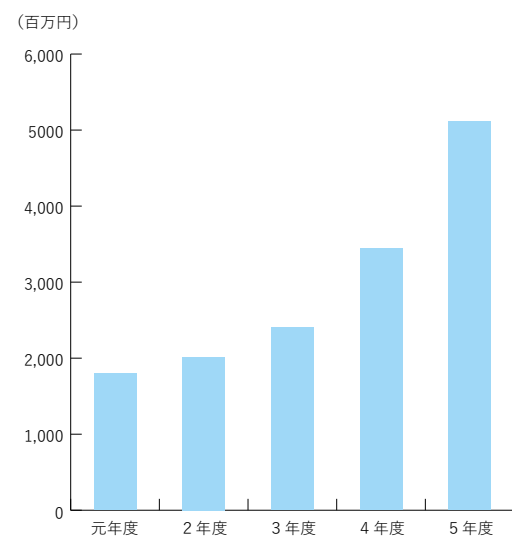
保証承諾



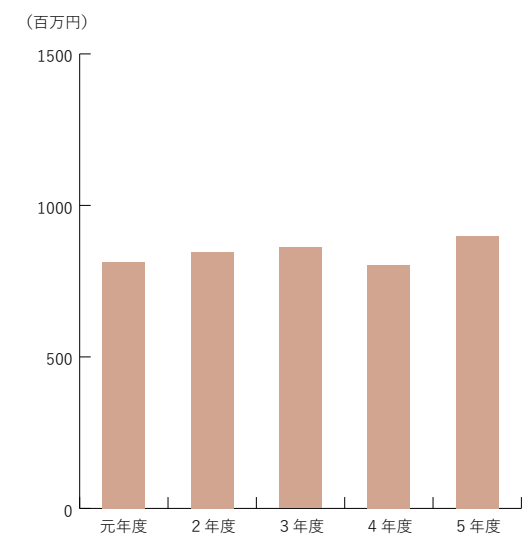
保証債務残高



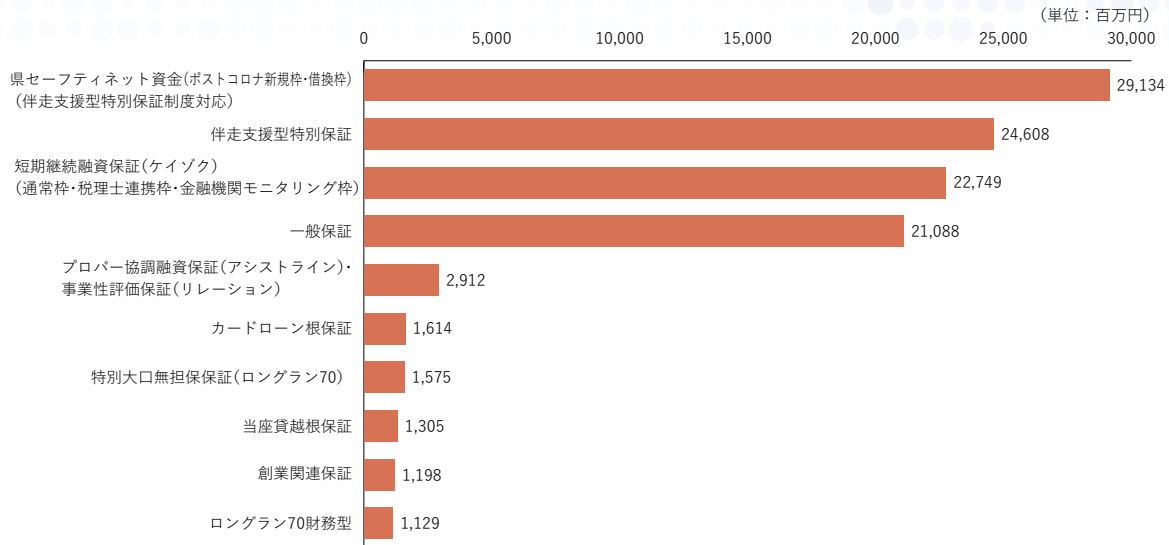
代位弁済



求償債権回収額



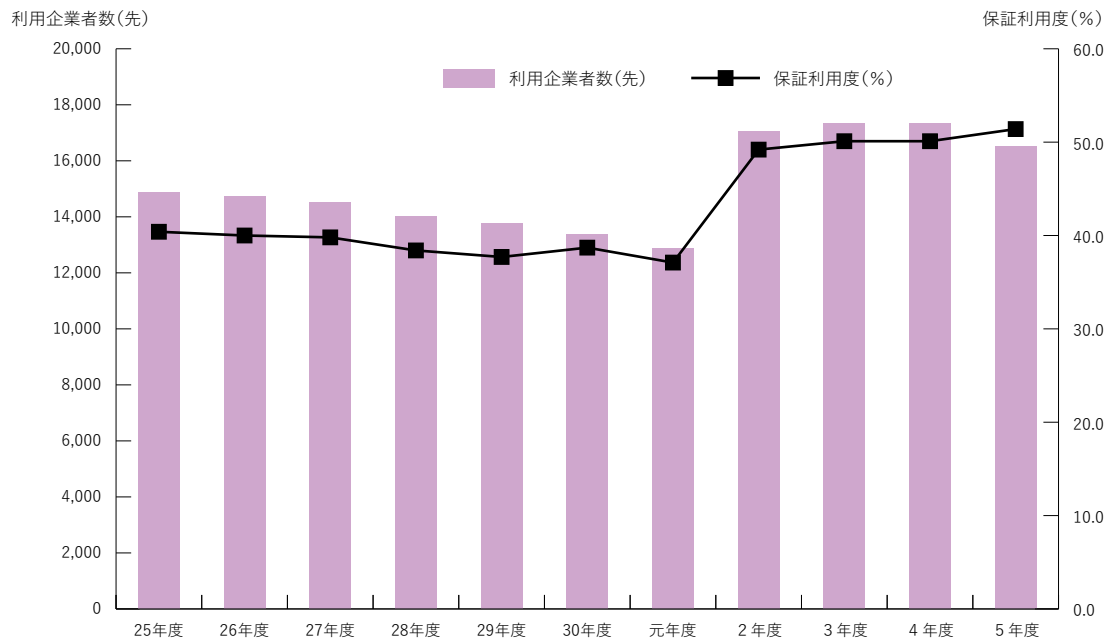
令和5年度制度別保証承諾額(上位10制度)



県内保証利用企業者数の推移

(単位:先・%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用企業者数	14,879	14,745	14,524	14,028	13,779	13,385	12,855	17,038	17,325	17,345	16,531
保証利用率	40.4	40.0	39.8	38.4	37.7	38.7	37.1	49.2	50.1	50.1	51.4



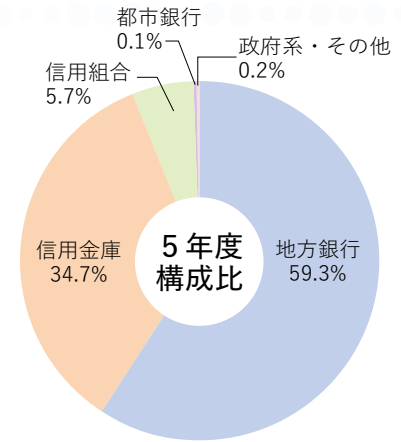
*保証利用率は県内中小企業者数を分母としています。

金融機関群別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

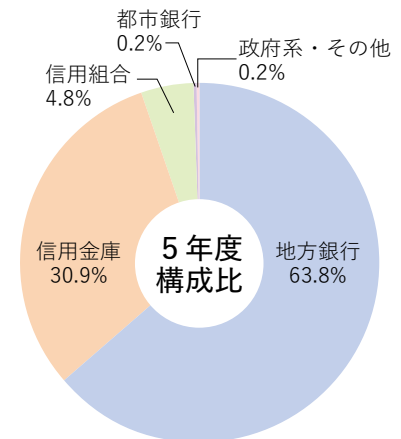
金融機関群別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地方銀行	64,174	230,559	50,663	56,582	67,974
信用金庫	21,922	116,243	20,395	23,392	39,813
信用組合	5,042	16,107	5,436	5,299	6,527
都市銀行	394	520	215	338	83
政府系・その他	72	80	144	71	200
合計	91,604	363,509	76,853	85,682	114,598



保証債務残高

(単位：百万円)

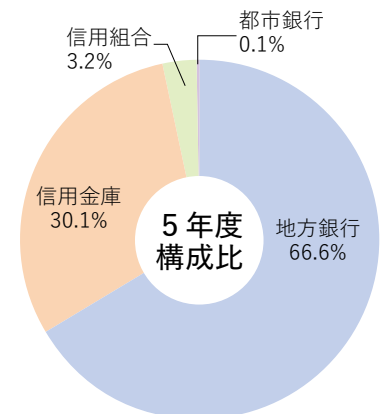
金融機関群別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地方銀行	159,751	299,586	295,373	285,363	252,226
信用金庫	51,950	132,360	133,872	127,829	122,249
信用組合	9,436	19,536	20,863	20,269	18,979
都市銀行	1,677	1,635	1,540	1,239	982
政府系・その他	919	714	658	601	678
合計	223,733	453,830	452,305	435,300	395,114



代位弁済

(単位：百万円)

金融機関群別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地方銀行	1,292	1,479	1,321	1,803	3,408
信用金庫	394	521	864	1,265	1,538
信用組合	98	15	218	238	163
都市銀行	0	1	0	138	7
政府系・その他	0	0	0	0	0
合計	1,784	2,017	2,403	3,444	5,116



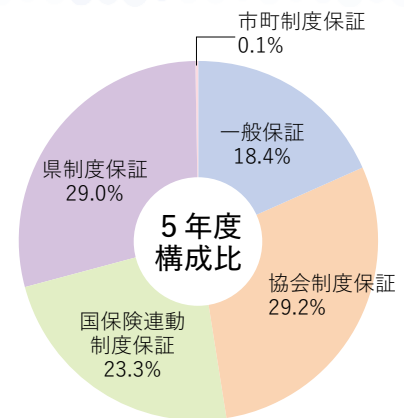
*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

制度別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

制度別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般保証	36,098	9,622	16,424	21,289	21,088
協会制度保証	42,971	27,174	30,475	33,802	33,411
国保険連動制度保証	4,533	6,207	4,779	12,927	26,723
県制度保証	7,879	320,341	25,052	17,522	33,205
市町制度保証	123	165	124	142	171
合計	91,604	363,509	76,853	85,682	114,598

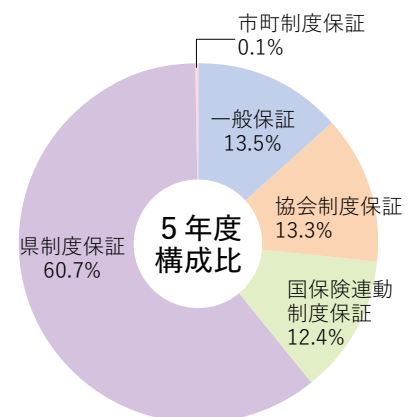


令和5年度業務実績

保証債務残高

(単位：百万円)

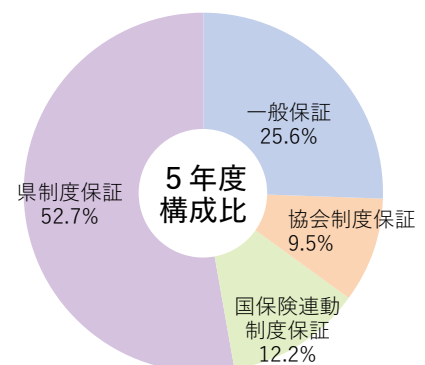
制度別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般保証	88,664	65,898	59,290	57,752	53,358
協会制度保証	64,587	54,706	51,712	53,224	52,565
国保険連動制度保証	28,657	26,876	24,845	30,576	49,003
県制度保証	41,501	305,999	316,088	293,348	239,734
市町制度保証	324	351	371	400	455
合計	223,733	453,830	452,305	435,300	395,114



代位弁済

(単位：百万円)

制度別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般保証	605	723	705	827	1,308
協会制度保証	238	194	208	441	488
国保険連動制度保証	506	566	465	467	623
県制度保証	435	533	1,021	1,709	2,697
市町制度保証	0	1	4	1	0
合計	1,784	2,017	2,403	3,444	5,116



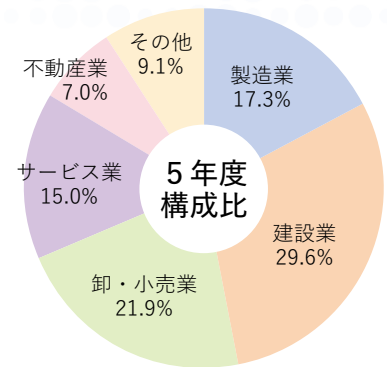
*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

業種別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

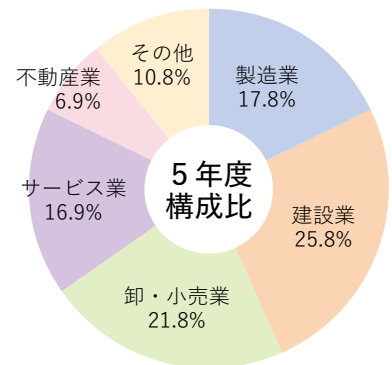
業種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造業	15,628	64,235	11,784	13,345	19,880
建設業	27,072	98,050	21,889	25,830	33,900
卸・小売業	19,728	79,426	16,152	18,368	25,102
サービス業	12,935	61,553	12,548	13,199	17,212
不動産業	8,384	23,262	7,646	7,722	8,024
その他	7,857	36,983	6,834	7,218	10,480
合計	91,604	363,509	76,853	85,682	114,598



保証債務残高

(単位：百万円)

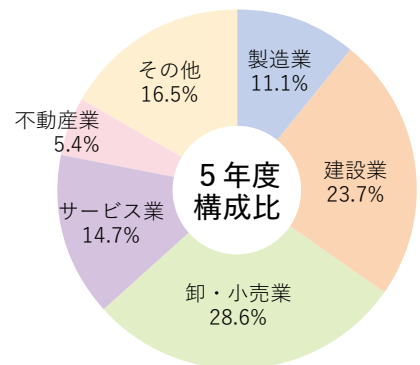
業種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造業	42,959	84,115	83,071	79,209	70,486
建設業	56,360	115,726	115,043	111,566	101,881
卸・小売業	48,623	98,627	98,408	94,518	86,039
サービス業	32,106	74,722	76,103	73,802	66,682
不動産業	16,618	31,009	30,819	29,661	27,307
その他	27,066	49,631	48,862	46,544	42,720
合計	223,733	453,830	452,305	435,300	395,114



代位弁済

(単位：百万円)

業種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
製造業	371	238	306	277	570
建設業	389	499	515	575	1,212
卸・小売業	519	556	735	1,334	1,463
サービス業	243	299	279	732	755
不動産業	14	56	163	27	276
その他	248	368	406	500	842
合計	1,784	2,017	2,403	3,444	5,116



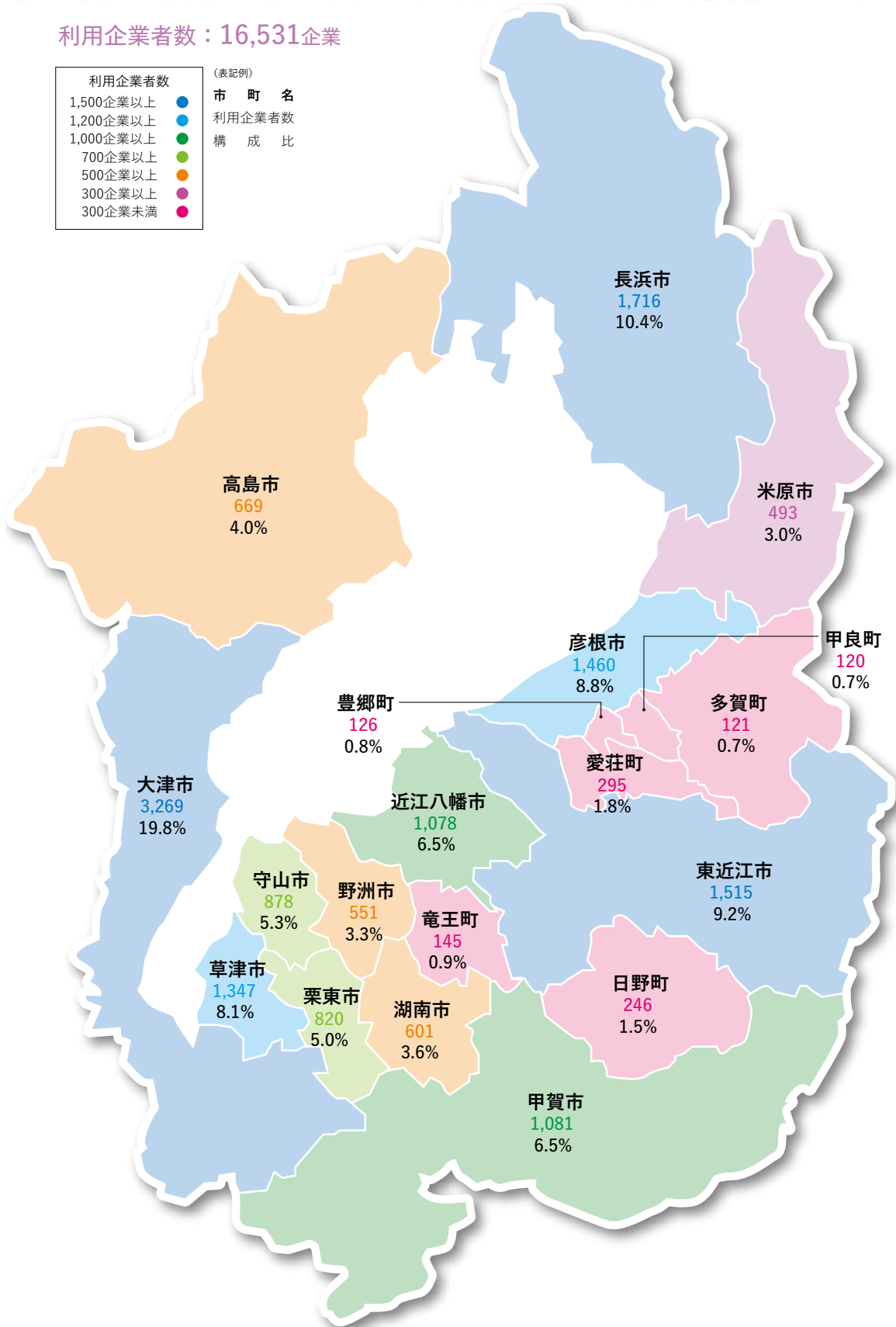
*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

市町別保証利用企業者数（令和5年度）

利用企業者数：16,531企業

利用企業者数	
1,500企業以上	●
1,200企業以上	●
1,000企業以上	●
700企業以上	●
500企業以上	●
300企業以上	●
300企業未満	●

(表記例)
市 町 名
利用企業者数
構 成 比



収支計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
経常支出	2,996,916	経常収入	4,810,971
業務費	1,164,883	保証料	4,125,754
借入金利息	0	預け金利息	8,418
信用保険料	1,830,126	有価証券利息配当金	379,905
責任共有負担金納付金	0	調査料	0
雑支出	1,907	延滞保証料	0
		損害金	22,028
		事務補助金	10,211
		責任共有負担金	252,489
		雑収入	12,167
経常収支差額	1,814,056		
経常外支出	7,520,592	経常外収入	7,096,425
求償権償却	4,496,892	償却求償権回収金	86,420
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	2,755,936
雑勘定償却	37,806	求償権償却準備金戻入	232,588
有価証券評価損	0	求償権補填金戻入	4,021,482
有価証券売却損	0	保険金	3,794,414
退職金	809	損失補償補填金	227,068
責任準備金繰入	2,565,049	有価証券評価益	0
求償権償却準備金繰入	420,036	有価証券売却益	0
その他支出	0	補助金	0
		その他収入	0
経常外収支差額	-424,167		
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,389,889		
収支差額変動準備金繰入額	690,000		
基本財産繰入額	699,889		

※金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

収支計算書の用語解説

支出

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払った信用保険料で、当該決算期間に対応する額を計上しています。

責任共有負担金納付金

責任共有負担金の一部を日本政策金融公庫に納付しています。

経常支出

業務費
信用保険料
責任共有負担金納付金

経常外支出

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の貸倒引当金に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して、その分類ごとにリスクに応じた算定方法に基づき積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積って一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

全額基本財産（収支差額変動準備金を含む）に繰入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

求償権償却
責任準備金繰入
求償権償却準備金繰入
その他
当期収支差額

収入

経常収入

保証料
預け金利息等
責任共有負担金
その他

保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料で、当該決算期間に対応する額を計上しています。

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と有価証券からの利益配当金です。

責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関から、保証実績(代位弁済率等)に応じて受領した負担金を計上しています。

経常外収入

責任準備金戻入
求償権償却準備金戻入
求償権補填金戻入
その他

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補填金からなっています。

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	470	基本財産	27,948,037
現金	470	基金	7,275,230
小切手	0	基金準備金	20,672,807
預け金	15,414,645	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	12,627,509
普通預金	2,206,910	その他有価証券評価差額金	0
定期預金	13,200,000	責任準備金	2,565,049
郵便貯金	7,735	求償権償却準備金	420,036
金銭信託	0	退職給与引当金	589,406
有価証券	37,950,610	損失補償金	1,309,047
国債	0	保証債務	395,114,423
地方債	9,885,818	求償権補填金	0
社債	28,052,792	保険金	0
株式	12,000	損失補償補填金	0
受益証券	0	借入金	0
新株予約権	0	長期借入金	0
ファンド出資	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
譲渡性預金	0	短期借入金	0
その他	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
動産・不動産	559,094	収支差額変動準備金造成資金	0
事業用不動産	415,373	雑勘定	12,027,865
事業用動産	143,721	仮受金	137,993
所有動産・不動産	0	保険納付金	50,226
建設仮勘定	0	損失補償納付金	8,519
損失補償金見返	1,309,047	未經過保証料	11,803,024
保証債務見返	395,114,423	未払保険料	1,233
求償権	1,398,526	未払費用	26,870
譲受債権	0	有価証券未払金	0
雑勘定	854,557		
仮払金	13,314		
保証金	119		
厚生基金	4,275		
連合会勘定	2,003		
未収利息	71,283		
有価証券未収入金	0		
未經過保険料	763,563		
合計	452,601,372	合計	452,601,372

財産目録

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	470	その他有価証券評価差額金	0
預け金	15,414,645	責任準備金	2,565,049
金銭信託	0	求償権償却準備金	420,036
有価証券	37,950,610	退職給与引当金	589,406
動産・不動産	559,094	損失補償金	1,309,047
損失補償金見返	1,309,047	保証債務	395,114,423
保証債務見返	395,114,423	求償権補填金	0
求償権	1,398,526	借入金	0
譲受債権	0	雑勘定	12,027,865
雑勘定	854,557		
合計	452,601,372	合計	412,025,826
		正味財産	40,575,546

※各表の金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

貸借対照表の用語解説

借方

現金・預け金

預け金は、保証の利用を促進するため、金融機関へ預け入れしています。

現金・預け金

有価証券

安全有利な資金運用を行うため、国債・地方債・社債等を保有しています。

有価証券

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却（回収困難なもの、日本政策金融公庫からの保険金および地方公共団体等からの損失補償補填金によるもの）を控除した額です。

動産・不動産

求償権

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫へ支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

未経過保険料

その他

貸方

基本財産

会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」および過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

基本財産

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

収支差額変動準備金

責任準備金

求償権償却準備金

退職給与引当金

未経過保証料

受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

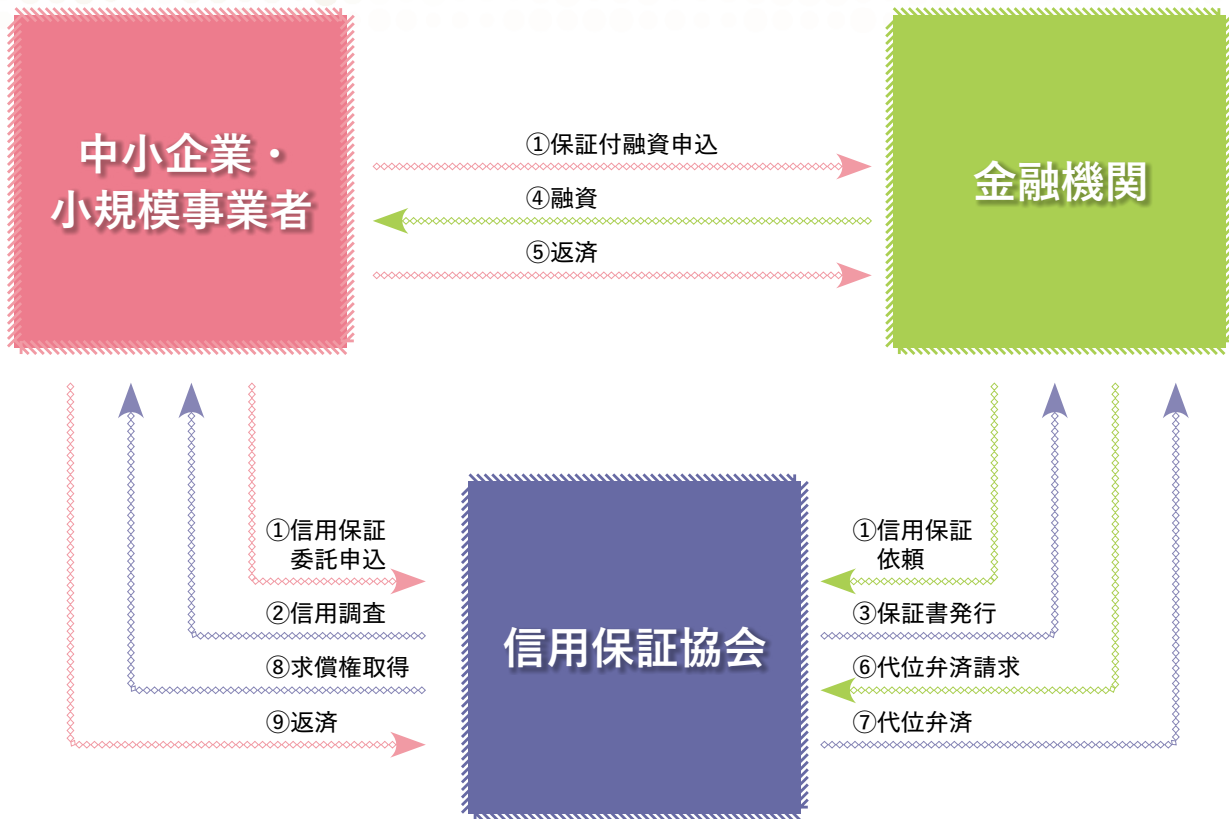
未経過保証料

※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）、損失補償金見返（借方）と損失補償金（貸方）は同額のため、この表からは除いてあります。

その他

信用保証の概要

信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、
中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ① 中小企業・小規模事業者は金融機関を経由して信用保証協会に保証申込み（信用保証委託申込）をします。
- ② 信用保証協会は、申込みのあった中小企業・小規模事業者について、信用調査をします。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、保証書に基づき中小企業・小規模事業者に融資を行います。このとき、中小企業・小規模事業者は所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者は、融資を受けたときの条件によって金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 信用保証協会は、金融機関からの請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業・小規模事業者は、信用保証協会に対して返済をします。

信用保険制度のしくみ



**信用保険制度の当事者は、
日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）、信用保証協会の二者です。**

- ①日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②信用保証協会が保証を行った場合、上記①の契約に基づき日本公庫に保証通知を行い、保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

ご利用いただける方

1. 企業規模

法人の場合は、「資本金の額（出資の総額）」もしくは「常時使用する従業員」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

個人の場合は、「常時使用する従業員」が下表に該当すれば対象となります。

特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、「常時使用する従業員」が300人（小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人）以下であれば対象となります。

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する従業員 (小規模企業者)*
製造業など（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下(20人以下)
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）		900人以下(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下(5人以下)
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下(5人以下)
サービス業	5千万円以下	100人以下(5人以下)
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下(20人以下)
旅館業	5千万円以下	200人以下(20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(20人以下)

※小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（一部の業種については5人以下）の会社または個人等をいいます。

※原則として上表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。

（注1）常時使用する従業員とは

事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族（有給であっても）、臨時雇用（パート・アルバイト）の従業員、法人の役員は含みません。また、特定非営利活動法人（NPO法人）は雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含みません。なお、名目は臨時雇用であっても、実質常時雇用的なものについては常時使用する従業員の範囲に含まれます。

（注2）常時使用する従業員数が要件の人数の9割を超えている場合

従業員数を確認できる資料（原則として労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等）が必要です。

2. 所在地

（1）個人の場合

住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方

（2）法人の場合

滋賀県内に本店または事業所を有する方

3. 業歴

業歴、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度要綱等に定めがある場合は、その定めによります。

4. 業種

ほとんどの業種が保証の対象になりますが、農業、林業、漁業、金融・保険業、サービス業、その他社会的批判を受けるおそれがあるものにおいては、保証の対象外になる業種があります。

業種分類は、原則として日本標準産業分類（総務省編）の分類概念に準拠していますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取り扱いをする場合があります。

5. 許認可

許認可等を必要とする業種については、適法に許可・認可等を受けていることが必要となりますので、許認可証等の写しを提出してください。

なお、許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業（原則として売上高等が概ね60%以上の事業）の許可等の確認で足り、多店舗展開している場合は主たる店舗（一店舗）についての許可等の写し、他の店舗については宣誓書（信用保証委託申込書記載）をもって確認します。

また、資金使途が特定の店舗にかかるものである場合には、当該店舗にかかる許認可証等の写し等による確認が必要です。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、支払っていただく信用保証制度独自のもので、信用保険制度への信用保険料、協会の業務費、損失負担（代位弁済）等に充てられるものです。

中小企業・小規模事業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。

また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因を加味して協会が決定します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (%) (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率 (%) (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(注2) 「信用保証料率」は、保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

(注3) 「特殊保証料率」は、手形等割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

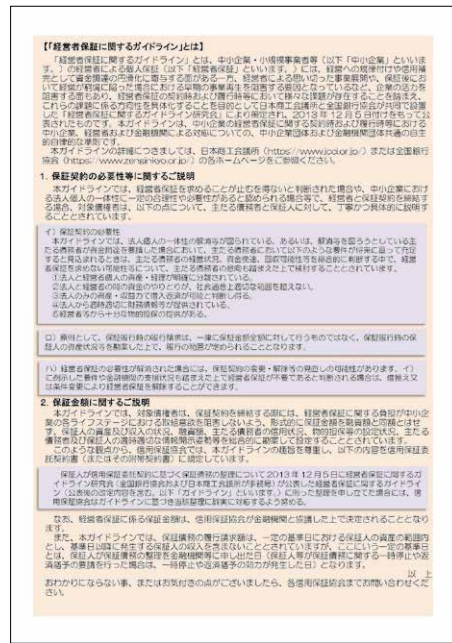
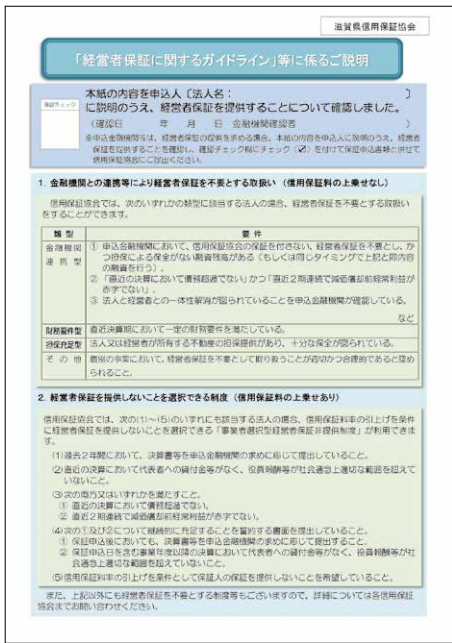
経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて

当協会では、経営者保証に関するガイドラインを尊重した対応を実施しています。

一定の要件を満たす場合は、経営者保証を不要とする取り扱いにて保証制度をご利用いただけます。

申込金融機関様には、経営者保証の提供を求める場合、「経営者保証に関するガイドライン」等に係る内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェックを付けて保証申込書類と併せてご提出いただいています。

「経営者保証に関するガイドライン」ご説明に関する書類



※経営者保証……金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となること。

※経営者保証に関するガイドライン……中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における対応について、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自立的な準則として策定・公表されたもの。

1. 経営者保証を不要とする取り扱い

次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取り扱いをすることができます。

類 型	要 件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 「直近決算において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財 務 要 件 型	<ul style="list-style-type: none"> 直近決算において一定の財務要件を満たしている。（※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など） <p>「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。</p> <p>※令和7年3月31日までは信用保証料割引のある「財務要件型無保証人保証割引制度（ロングラン70財務型）」をご利用できます。</p>
担 保 充 足 型	<ul style="list-style-type: none"> 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保金が図られている。

2. 信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする制度（令和6年7月現在）

	事業者選択型経営者保証 非提供制度（横断的制度） 〈各信用保証制度と組み合わせて 利用できます〉 【取り扱い期間】 令和6年3月15日から取り扱い開始	事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 （国補助制度） 【取り扱い期間】 令和6年3月15日～令和9年3月31日	経営支援資金 （経営者保証非提供促進枠） 【取り扱い期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日
ご利用いただける方	次の（1）～（5）をすべて満たす法人 （1）過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 （2）直近決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 （3）次のいずれかを満たすこと。 ①直近決算において債務超過でない。 ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。 （4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 （5）保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。		
保証料率	ご利用いただける方（3）①及び②のいずれも満たす場合 各信用保証制度の保証料率に 0.25%上乗せ ご利用いただける方（3）①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 各信用保証制度の保証料率に 0.45%上乗せ	ご利用いただける方（3）①及び②のいずれも満たす場合 0.70%～2.15%（所定の保証料率に0.25%上乗せ） ご利用いただける方（3）①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.35%（所定の保証料率に0.45%上乗せ）	国からの信用保証料補助があります。 信用保証料補助 当協会申込受付日 令和6年3月15日～令和7年3月31日 0.15% 当協会申込受付日 令和7年4月1日～令和8年3月31日 0.10% 当協会申込受付日 令和8年4月1日～令和9年3月31日 0.05%

その他、経営者保証を不要とする保証制度

- ・スタートアップ創出促進保証制度
- ・特定社債保証制度
- ・経営承継借換関連保証制度
- ・経営承継準備関連保証制度（一部対象者）
- ・流動資産担保融資保証制度（ABL保証）
- ・事業承継特別保証制度
- ・プロパー融資借換特別保証制度

主な保証制度

(令和6年7月現在) ※詳細は当協会HPをご覧ください。

1. 創業期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
スタートアップ創出促進保証 ☆責任共有制度対象外 ♡経営者保証不要	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方であって、一定の要件を満たす法人	3,500万円	金融機関所定	1.20%	10年以内 (1年)
開業資金保証(創業枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 2,500万円	1.00%	1.00% (スタートアップ創出促進保証利用は0.2%上乗せ) 一般保証 0.37~1.82%	7年以内 (1年)
開業資金保証(創業サポート枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	開業資金保証(創業枠)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% (スタートアップ創出促進保証利用は0.2%上乗せ) 一般保証 0.00~1.32%	
開業資金保証(女性創業枠) ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方			0.70% (スタートアップ創出促進保証利用は0.2%上乗せ)	

2. 持続的発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
一般保証	(法人)滋賀県内に本店または事業所を有する企業の方 (個人)住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関所定	0.45~1.90%	原則 運転7年以内 設備15年以内
事業者カードローン 当座貸越根保証	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい方	100~2,000万円		0.39~1.62% (特殊保証料率)	運転・設備 1年または2年
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証(カードSmile)	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者の方	50~500万円 ※白色申告の個人事業者は 50~200万円			運転・設備2年
短期継続 融資保証 (ケイゾク)	(通常枠)	資本性に近い資金供給をお求めの方		1,500万円	0.45~1.90%
	(税理士連携枠)	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	通常枠と合算で 3,000万円以内	0.35~1.80%	
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度) ♡経営者保証不要	一定の要件を全て満たした法人の方	8,000万円	1.50%		0.70~2.35%
経営支援資金保証 (経営者保証非提供促進枠) ♡経営者保証不要				10年以内 (1年)	
経営支援資金保証 (小規模企業者特別枠) ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者でかつ原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,000万円	1.25%	0.50~1.20%	運転5年以内 設備7年以内

3. 成長発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金保証 (DXデジタル推進枠)	デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経営課題の解決や生産性の向上を目指す方	3,000万円	1.50%以内	0.45~1.20%	10年以内 (2年)
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35~1.90%	15年以内 (6か月)
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方			0.35~1.80%	15年以内 (1年)
政策推進資金保証 (がんばる企業応援枠)	保証協会付融資と金融機関プロパー融資を受け、策定した事業計画を実行することで物価高騰等の影響からの脱却を図る方	4,000万円	1.50%以内	0.45~1.15%	10年以内 (2年)

4. 自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)	
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)認定要件 1~4、6号 ☆責任共有制度対象外	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.90%	運転10年以内 (1年) 設備15年以内 (1年)	
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5、7、8号				0.80%		
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らが策定した事業計画を基に経営力の強化に取り組む方	2億8,000万円	1.0% 1.50%以内	0.80% 一般保証 0.45~1.75%	一括返済1年以内 分割返済 運転5年以内 (1年) 設備7年以内 (1年)	
セーフティネット資金保証 (経営力強化新規枠)				0.45~1.75%	保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内 (1年)	
セーフティネット資金保証 (経営力強化借換枠)				0.80% 一般保証 0.45~1.75%		
短期事業資金保証	原油価格・物価高騰対応枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方であって、原油価格や原材料価格の上昇による影響を直接または間接に受けている方	1,000万円	2.20%以内	0.225~0.95%	1年以内

5. 経営改善・再生支援に関する保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、債権者間の合意が取れている経営改善計画のもとに事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.20%	一括返済1年以内 分割返済15年以内 (5年)
政策推進資金保証 (再生支援枠)	【一般保証】 中小企業活性化協議会等の支援により経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす方	1億円		0.37~1.82%	10年以内 (2年) 特に認める場合 15年以内 (2年)
	【借換・改善サポート(感染)】 新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換融資が必要な方			0.20%	10年以内 (5年) 特に認める場合 15年以内 (5年)

6. 事業承継に関する保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業承継特別保証 ♣財務要件あり ♣経営者保証不要	一定の財務要件を満たし、事業承継時における資金調達をお考えの中小企業者の方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 一定の要件を 満たす場合 0.20~1.15%	一括返済1年以内 分割返済10年以内 (1年)
経営承継借換関連保証 ♣財務要件あり ♣経営者保証不要	経営者が経営者保証を提供していることにより事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者の方	2億8,000万円			
政策推進資金保証 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円	1.00%	0.45~1.20% 一定の要件を 満たす場合 0.20~0.45%	10年以内 (事業承継特別保証利用の場合は据置期間2年以内、それ以外は1年以内)
事業承継サポート保証	持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内 (2年)

7. 本業を通じたSDGs達成のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
SDGs トライアル保証	本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	1,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 継続時 (目標達成の場合) 0.25~1.70%	初年度~3年目 短期12か月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGs ステップアップ保証	SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取り組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円		0.25~1.70%	運転10年以内 設備15年以内 (5年)
政策推進資金保証 (CO ₂ ネットゼロ推進枠)	県が行う「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメントの取り組みに賛同するとともに、一定の条件を満たす方	1,000万円 (蓄電池は 8,000万円)	1.00%	0.00~1.40%	設備10年以内 (2年)

責任共有制度のしくみ

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切に責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として導入されました。

責任共有制度の概要

責任共有制度は、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。

いずれの方式であっても、金融機関の負担割合は20%になります。

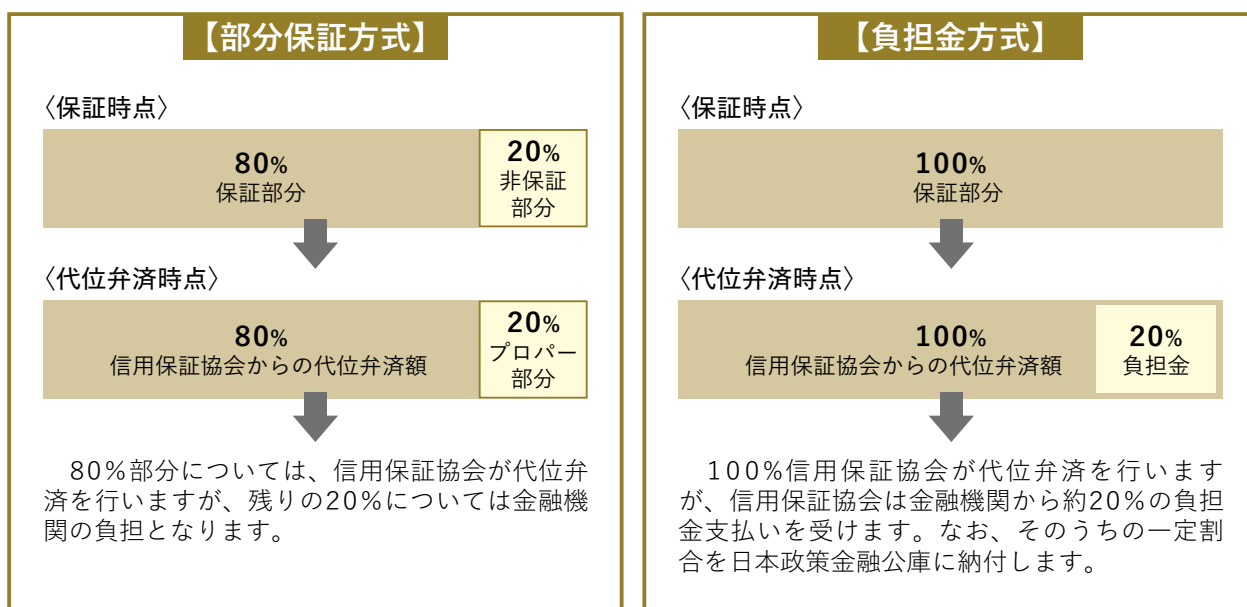
【部分保証方式】

貸付金額の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証します。

【負担金方式】

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

(注) 部分保証を前提に創設された保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証）については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。



責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に対象外となる保証制度があります。具体的には、次のとおりです。

【責任共有対象外の主な保証制度】

- ・ 小口零細企業保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証1～4、6号）
- ・ 危機関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証含む）
- ・ スタートアップ創出促進保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）

●コンプライアンス

コンプライアンス態勢

滋賀県信用保証協会は社会的使命と公共性に鑑み、コンプライアンス（法令遵守等）の徹底を図り、将来にわたって協会業務のより一層の信頼確保に努めます。

基本姿勢

(1) 真に必要とされる信用保証の推進

中小企業基本法の基本理念のもと、事業の維持創造発展に努める中小企業者に対して真に必要とされる信用保証を通じ、金融の円滑化に努め、地域の産業振興と経済の発展に寄与します。

(2) 透明かつ効率的業務運営の確保

わが国の経済活動を常に見極め、さらに金融情勢を分析し、経営内容を可能な限り開示する姿勢で協会の秩序ある活動を維持し、透明かつ効率的な業務運営に努めます。

(3) 法令の遵守

執務指針として定める「公平・懇切・正確・迅速」を旨とし、信用保証協会法をはじめ各種関係法令を役職員一人ひとりが厳格に遵守することを自覚し、事業の健全運営に努めます。

(4) 反社会的勢力との対決

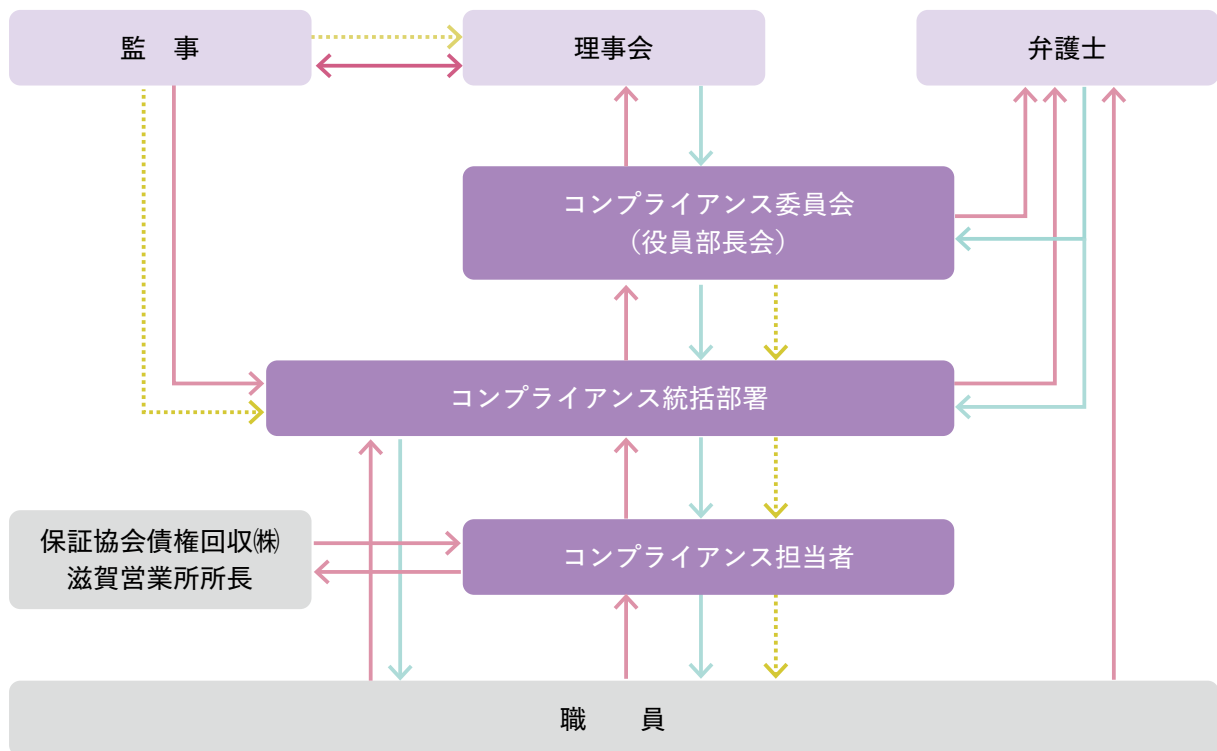
社会的に批判を受ける反社会的勢力に対しては断固として排除します。

(5) 地域社会への貢献

社会規範のもと、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図

(令和6年4月1日現在)



コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、コンプライアンス委員会、統括部署、およびコンプライアンス担当者を設置しています。

なお、外部に報告相談窓口として弁護士窓口を設けています。

個人情報保護宣言

滋賀県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（5）個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

（6）保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口にて備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの担当窓口は以下のとおりです。

住 所 : 〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階
電話番号 : (代表) 077-511-1300

■担当窓口

	部 署 名	直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322		創業申込審査・創業支援・創業相談
		創業支援課	077-511-1320		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	経営支援課	077-511-1323		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談課			求償債権管理・回収
	管理部	管理課	077-511-1330		延滞債務管理・代位弁済
調整課		077-511-1340			
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画デジタル課	077-511-1310		保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理
		システム課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等

反社会的勢力等の排除

当協会は、反社会的勢力等とは取引いたしません。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑨暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑭協会との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき
- ⑮風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害したとき
- ⑯保証申込のあった先、保証利用先、求償権先以外の第三者が⑭、⑮のいずれかの行為を行ったとき

● 役員・組織

役員構成

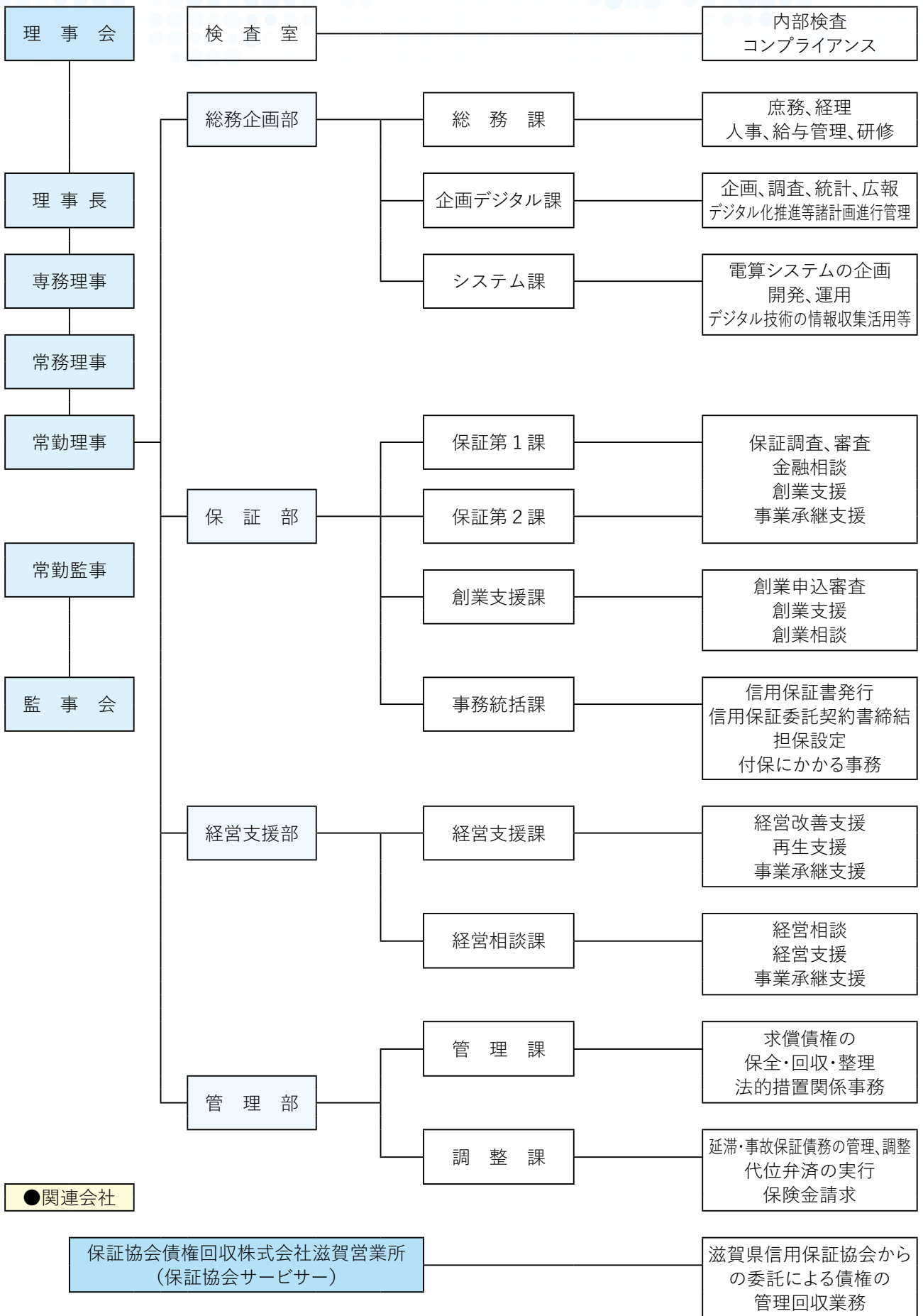
役員名簿

(令和6年6月19日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	西嶋 栄治	常勤
専務理事	小田 信一	常勤
常務理事	北川 正義	常勤
理事	中堀 孝彦	常勤
理事	青木 和夫	滋賀県信用組合協会会長
理事	石井 太	滋賀経済産業協会会長
理事	伊藤 定勉	滋賀県町村会会長
理事	大崎 裕士	滋賀県商工会議所連合会理事
理事	岡田 英基	滋賀県総務部長
理事	北村 嘉英	滋賀県中小企業団体中央会会長
理事	櫻田 満	関西みらい銀行副会長
理事	佐藤 健司	滋賀県市長会
理事	上西 保	滋賀県商工会連合会会長
理事	高橋 祥二郎	滋賀銀行取締役会長
理事	千代 博	滋賀県産業支援プラザ副理事長
理事	沼尾 護	滋賀県信用金庫協会会長
理事	林 毅	滋賀県商工観光労働部長
理事	藤居 耕次郎	商工組合中央金庫大津支店長兼彦根支店長
監事	上田 勝彦	常勤
監事	片山 聡	弁護士
監事	藤 崇之	公認会計士

組織機構図

(令和6年4月1日現在)



役員・組織

● 関連会社

お問い合わせ窓口

事務所のご案内

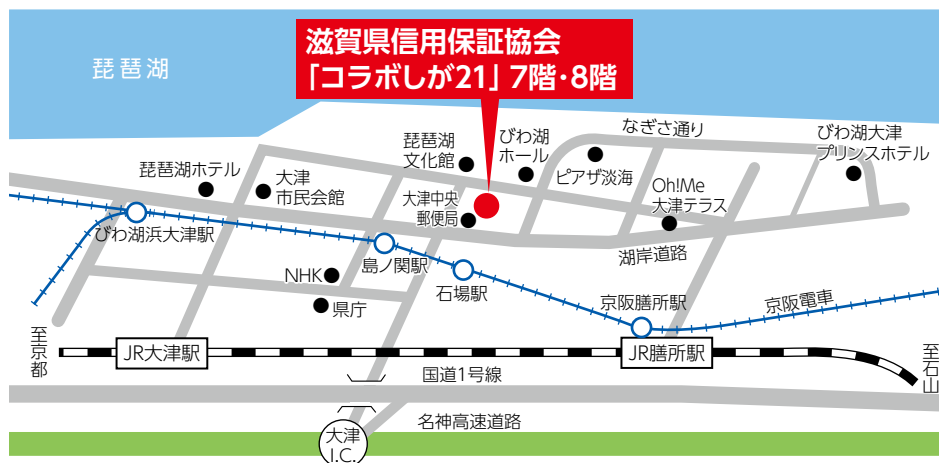
担当窓口一覧

	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・ 金融相談・創業支援・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322		
		創業支援課	077-511-1320		
		事務統括課	077-511-1325		
	経営支援部	経営支援課	077-511-1323		創業申込審査・創業支援・創業相談
		経営相談課			保証・契約・担保等事務管理
	管理部	管理課	077-511-1330		経営支援・再生支援・事業承継支援
調整課		077-511-1340	経営相談・経営支援・事業承継支援		
8階	総務企画部	総務課	077-521-2189	求償債権管理・回収	
		企画デジタル課		延滞債務管理・代位弁済	
		システム課		人事・庶務・経理	
				保証業務企画・推進・広報・ デジタル化推進等諸計画進行管理	
				電算システム企画・運用・管理・ デジタル技術の情報収集活用等	

お問い合わせ窓口

アクセス

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階



- | | | |
|----------|----------------------|------|
| J R 琵琶湖線 | 大津駅より徒歩 | 約20分 |
| | 膳所駅より徒歩 | 約15分 |
| | 膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩 | 約4分 |
| 近江鉄道バス | 「商工会議所前」下車 | 約2分 |



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

《編集・発行》

滋賀県信用保証協会 総務企画部 企画デジタル課



当協会ホームページ



LINE公式アカウント

LINE ID : @cgc-shiga

表紙Photo提供：(公社)びわこビジターズビューロー

